

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	給食費無償化事業(幼稚園・小・中学校)R7補正分	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた子育て世帯を支援するために小学校・中学校に在籍している児童・生徒(教職員等除く。)の給食費の負担を軽減することを目的とする。(事業No9令和7年度補正分) ②学校給食費等補助、食糧費 ③物価高騰 40円*(中1098人*199食+小2275人*199食+幼201人*146食)=28,022,920円 無償化(市立校)中340円*1098人*199食=74,290,680円 小300円*2275人*199食=135,817,500円 無償化(市立校以外)中340円*55人*18食*11か月=3,702,600円 小300円*20人*18食*11か月=1,188,000円 No6合計 244,780千円-116,518千円=128,262千円 128,262千円-幼稚園分(1,758千円)=126,504千円(総額) 126,504千円-21,765千円(限度額)=104,739千円 No9の事業の令和7年度補正分として10,000千円分を給食費に充当する ④小学校・中学校に在籍しているこどもの保護者	R7.4	R8.3
2	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	給食費無償化事業(幼稚園・小・中学校)	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた子育て世帯を支援するために、幼稚園・小学校・中学校に在籍している園児・児童・生徒(教職員等除く。)の給食費の負担を軽減することを目的とする。 ②学校給食費等補助、食糧費 ③物価高騰 40円*(中1098人*199食+小2275人*199食+幼201人*146食)=28,022,920円 無償化(市立校)中340円*1098人*199食=74,290,680円 小300円*2275人*199食=135,817,500円 無償化(市立校以外)中340円*55人*18食*11か月=3,702,600円 小300円*20人*18食*11か月=1,188,000円 第3子以降 幼稚園児280円*43人*146食=1,757,840円 合計金額 28,022,920円+74,290,680円+135,817,500円+3,702,600円+1,188,000円+1,757,840円=244,779,540円 (上記合計244,780千円のうち令和6年度補正予算分での限度額116,518千円を充てる) ④幼稚園・小学校・中学校に在籍しているこどもの保護者	R7.4	R8.3
3	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	第3子以降給食費支援事業(保育園・こども園)	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた子育て世帯を支援するために、保育園・認定こども園の3・4・5歳児クラスに在籍している第3子以降の園児(教職員等除く。)について、給食費の負担を軽減することを目的とする。 ②該当する保護者に対しての補助金を交付する ③4500円*12月*150人 ④保育園・認定こども園の3・4・5歳児クラスに在籍している第3子以降の園児を持つ保護者	R7.4	R8.3
4	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	給食費支援事業(保育園・こども園)	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた子育て世帯を支援するために、私立保育園・こども園に在籍している園児(教職員等除く。)について、給食費の負担を軽減することを目的とする。 ②、私立保育園・こども園/給食支援補助金 ③400円*12月*963人 ④私立保育園・認定こども園に通園する園児の保護者	R7.4	R8.3
5	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	給食費無償化事業(幼稚園・小・中学校)R7予備費分	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた子育て世帯を支援するために小学校・中学校に在籍している児童・生徒(教職員等除く。)の給食費の負担を軽減することを目的とする。(事業No6の「給食費無償化事業(幼稚園・小・中学校)」のうち幼稚園分及び物価高騰分を本事業から外す) ②学校給食費等補助、食糧費 ③物価高騰 40円*(中1098人*199食+小2275人*199食+幼201人*146食)=28,022,920円 無償化(市立校)中340円*1098人*199食=74,290,680円 小300円*2275人*199食=135,817,500円 無償化(市立校以外)中340円*55人*18食*11か月=3,702,600円 小300円*20人*18食*11か月=1,188,000円 No6合計 244,780千円-116,518千円=128,262千円 128,262千円-幼稚園分(1,758千円)=126,504千円(総額) 126,504千円-21,765千円(限度額)=104,739千円 ④小学校・中学校に在籍しているこどもの保護者	R7.4	R8.3
6	④消費下支え等を通じた生活者支援	水道事業会計繰出事業(水道料金減免)	①物価高騰の影響を受けた市民等に対して速やかな消費を下支えすることを目的として、2か月分の水道料金基本料金を減免する(公共施設は除く。) ②水道金基本料12月・1月分の減免(1月検針分/2・3月請求分)および本業務に必要なシステム改修費用 ③水道事業会計に繰り出し、上水道基本料金2か月分の減免に要する費用を交付対象とする ・上水道減免分 23,000千円×2月分 ・システム改修費用 990千円 ④市民、市内事業者(公共施設を除く。)	R7.12	R8.3